

## ＜学校施設の利用申請をされた皆様へ＞

学校は公共の場であり、生徒が健全に育つ場でもありますので、学校施設利用にあたって下記のことを遵守してください。遵守できない場合は、学校施設の利用許可はできませんので了承してください。

- 1 利用許可施設以外は利用しない。(施設設備関係も同様とする。)
- 2 利用期間中事故が発生した場合、または、施設設備を破損させた場合等は、弁償も含め利用者側で一切の責任をとること。
- 3 ゴミや空き缶等は全て持ち帰り、掃除をしてきれいにする事。
- 4 校内は禁酒・禁煙です。必ず遵守する。
- 5 校庭に車は絶対入れないこと。駐車場にとめられる車の台数は限られるので、できるだけ乗りあわせをすること。西門の出入口付近や通路等に駐車しないこと。  
また、学校周辺の路上は、駐車禁止区域です。  
なお、学校周辺及び校内駐車場で起こった事故に関しては、学校は責任を持ちません。
- 6 正門前は、駐車禁止区域ですので駐車しないこと。生徒を乗せるなどやむを得ず車を停止させる場合は、付近の迷惑にならないように往来する車の誘導をおこない、アイドリングは絶対しないこと。  
なお、苦情が近隣からきた場合は、真摯に対応すること。
- 7 体育館や武道館を利用する場合は、照明代金として1時間につき100円の料金を前納し、使用する10日前までに学校に納入の証明書を提出すること。
- 8 学校施設を利用するにあたって、学校や部活動、個人に対して利益供与が絶対にならないようにすること。